

児童福祉週間

5月5日から11日まで

できること

たくさんあるよ きみのために

【平成29年度児童福祉週間標語】

問い合わせ 福祉課 ☎0992148

子どもや家庭、子どもの健やかな成長を国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から一週間を「児童福祉週間」と定めています。

子どもたちが家庭や地域で、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を

持って、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を作っていくことがとても重要です。

市でも、さまざまな子育て支援のサービスを実施しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

5月は自転車マナーアップ強化月間

守ろう

自転車安全利用5則

問い合わせ 大竹警察署 ☎09901110

点検し、運転マナーを見直してみましよう。

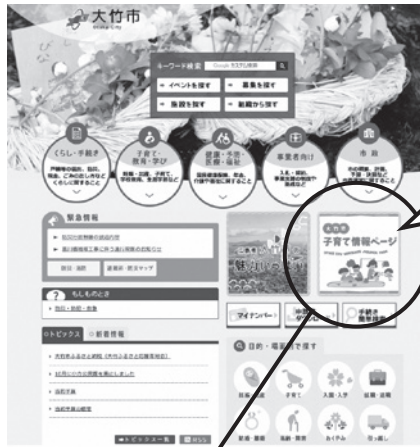
自転車安全利用5則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車道を通行することが原則です。ただ、「自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合や安

また、広報おたけでも定期的に市内の子育て支援サービスの紹介をしています。

子育て情報ページへ
ここをクリック



全確保のためにやむを得ない場合には、交通ルールを守って歩道を通行できます。

② 車道（路側帯）は左側を通行

自転車は「軽車両」という車の仲間です。車道の左側を通行しましょう。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行するときは、歩行者を優先し、車道寄りを徐行しましょう。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しましょう。

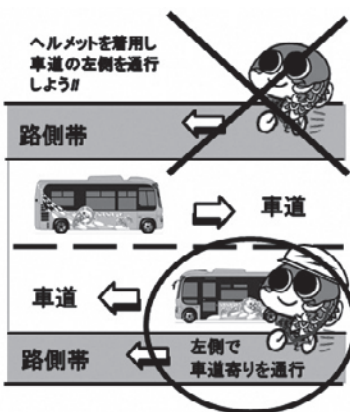
④ 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進は禁止です。夜間はライトを点灯し、

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認をしましょう。

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童または幼児には、必ず自転車用ヘルメットをかぶらせましょう。



県では、自転車利用者の交通安全の意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を進めています。自転車の交通事故と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止のため、毎年5月を「自転車マナーアップ強化月間」に設定しています。日ごろ乗っている自転車を